

マテリアル先端リサーチインフラ事業に係る施設共用に関する規則

令和4年12月1日
令04ビ(規則)第5号
最終改正 令和5年4月1日
令05基(規則)第7号

(目的)

第1条 この規則は、量子技術基盤研究部門施設共用規則(28ビ(規則)第1号。以下「共用規則」という。)第20条に基づき、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構(以下「機構」という。)量子技術基盤研究部門が保有する放射光科学研究施設の共用課題のうち、文部科学省のマテリアル先端リサーチインフラ事業として実施する課題の特例措置を定め、その業務の円滑な実施を図ることを目的とする。

(利用者に対する指示等)

第2条 研究施設の共用の受け入れを担当する者は、共用規則第7条の規程に基づき利用課題を採択された利用者に、別途部門長が定める「マテリアル先端リサーチインフラ事業共用施設利用約款」(令04ビ(規則)第6号)を提示し、所定の申込書に必要事項を記載し、記名及び押印又は署名をしてこれを機構に提出するよう指示しなければならない。

(定めのない事項)

第3条 この規則に定めのない事項は、共用規則に従うものとする。

附 則

この規則は、令和4年12月1日から施行する。

附 則 (令和5年4月1日令05基(規則)第7号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。